

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 20 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
大田地域産業廃棄物処分場の建設に反対です。	
理由 (必須)。	
意見は合則全て。 主に大気、水質、騒音。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1101

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 27 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・ 悪臭 ・ 土壌 ・地盤・生物 景観・その他 (分別工程)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
悪臭・土壌を守る為に安定5品目とそれ以外の分別の為の分別工程を示して下さい。 具体的なマニュアルの作成は事業計画が確定した時点で作成することですが、一番大切で知る必要があるのが作業工程、分別工程を詳しく説明して下さい。 計画の撤回を求めます。	
理由 (必須)	
判断基準、安定型産廃処理場の事故多発している	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1102

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 28 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
環境保全の確約がないので事業に反対します。 風評被害が出ると困る。(米) 計画の撤回を求めます。	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1103

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 18 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
絶対反対	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1104

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
事業に反対です、 飲料水が汚染される恐れ、環境汚染を心配しながら生活 は困難です、計画の撤回を求めます。	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1105

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 2 月 18 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

大抵な水と空気がよじれては生命に支けんをあた
ぼしする。テレビの電線二つでみまいたから何十年
にわたって土より有害な物の電線と水と共に
地下にしみこみ地味の方々の健康を害していること
を知りました。その事のため今の土地と空気を
残してほしいです。子供やまののために。

理由 (必須) 私は美しい自然とおいしい空気においしい
水で毎日生活して元気に過しておりますが、水と
空気がよじれては生命にかかわりますので、必ずし
まる計画を見なして下さいますように。

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 26 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	☒ 大気・ ☒ 水質・騒音・振動・悪臭・ ☒ 土壌・地盤・生物 ☒ 健康・その他 (☒ 健康)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 計画の撤回を求めます。事業に反対です。 産業廃棄物処理施設は、私達の生活や周辺環境に深刻な影響を及ぼす可能性が多にあり、発生する有害物質や染物質が地下水や土壌、大気に漏出する可能性が大きい。私達は畑で作物を造っているのに土壌は命です。汚染されてしまうと生活ができません。	
理由 (必須) 住民の健康と安全な生活を守る為に産業廃棄物処理施設に強く反対します。計画の撤回を求めます。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 27 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	☒ 大気・ ☒ 水質・騒音・振動・悪臭・ ☒ 土壌・地盤・生物 ☒ 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 事業に反対です。計画の撤回を求めます。 産業廃棄物の処理施設は2年以内のことで、その周辺環境に与える影響を及ぼす可能性が非常に高く、有害物質が雨水・浸入水などにより周辺地域に流出するおそれがあり、他地域でも被害が拡大する恐れがあります。また、周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあります。計画の撤回を求めます。	
理由 (必須) 以上の理由から私は産業廃棄物の処理施設の建設に強く反対します。 住民の安全と健康、そして地域の環境と経済を守るために計画の撤回を求めます。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 27 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 騒音・その他 (健康)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) ○ F1 (2) ア〜ウに対して： 「有害物質が含まれた水が排出されることはあり得ない。」という見解は、一般的に考えれば「あり得ない」と断言するのは困難です。自然災害、人為的ミス、今後何年か先の設備の老朽化など、様々な要因によって流出のリスクは常に存在します。どんなに万全の対策を講じても予断し難い事態が発生する可能性がゼロになることはありません。建設、修繕による有害物質の混入および汚染水の流出・拡散は不可避であることは明確です。 理由 (必須) 上記の理由から、私は産業廃棄物処理施設の建設に強く反対します。住民の安全と健康を最優先と考え、計画の撤回を求めます。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1109

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 27 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・ <u>地盤</u> ・ <u>生物</u> (<u>景観</u> ・その他 (健康被害))
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
事業には反対はする。計画の撤回を求むる。色々と問題が生じる。安定型処分場は業務5年管理終了後閉鎖完了とあるが、後日知らぬ間に土壌汚染、水質、生態系に及ぼす影響が深刻である。日常生活に悪影響を及ぼす可能性がある。自然と共存するため、産業廃棄物の反対・即廃止、撤回を求むる。 事業の促進のため 理由 (必須) 健康被害を避けるため 意見書で述べた通り、この計画は強く反対はする。地域の環境破壊、水質、土壌、大気、生態系の破壊、汚染、健康被害を避けるために計画の撤回を求むる。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1110

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 21 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高願 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)

計画の撤回を求めます。

事業展開の社会的意義の中に、ネガティブな情報のみを取り上げて事業を否定しないとあります。しかし現代では我々地域住民にとってはこうした事業に対するポジティブな考えまた気持ちになれる情報は一切ありません。マスコミを通して得られる情報は前文の情報ばかりで、貴社のいわれる社会的意義等についてはまだまだ現代社会に浸透しておらず理解出来ません。官民及び地域の皆とこれから協議して構築するでは遅いのです。

理由 (必須)

事業展開し始めてから問題発生が生じてくる事が多くありそうです。貴社のいわれるこれから協議では問題を抱えたままで事業展開しなければなら
ないのではないのでしょうか。従って上記の如く計画の撤回を求める理由と致
します

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1111

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 20 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
水質 悪臭 などから生活環境を害する ので計画の撤回を求めます	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1112

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 23 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	①大気・②水質・③騒音・④振動・⑤悪臭・⑥土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
産業分から出る有害物質が地下に浸透して服部川に流入する恐れがあります。服部川は水道の水源地であり農業用水と取水しています。汚染水等による悪影響は必ずあります。安定型処分場 断固反対します。	
理由 (必須) 自然界に存在しない人工化学物質を埋立するだけでは危険です。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ① ・ ハ ・ 不明)

阿波 1113

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 27 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

① 見解書の E 及び F(2) アについて。

埋立処分される安定 5 品目の中に「性質が化学的に安定している」埋立後酸性雨や浸透水にさらされると、化学変化を起こし有害物質を溶出させるプラスチック類やゴム類、金属等が含まれている、おそれがあることや、5 品目以外の有害物質の混入が避けられない、分別不可能なものがあるが、マニフェストや展開検査では有害物質の判別ができません。汚泥水が発生する。

理由 (必須)

① 安定 5 品目のなかにも有害物質が付着したり、有害物質に変化する物質が混入したりする。
マニフェストや展開検査では判別できない。

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1114

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 21 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
20種の廃棄物はどのよう再利用等不可能な物なのかと 思いますが、お様な物をお即日搬入して処理せよといふのか 不適正処理の汚染は判明してから全く取り返しきれない。 当敷地は幾世代に渡り不浄が残る。	
理由 (必須)	
埋め立てに反対します。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1115

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
処理場の排水が谷筋に敷設された有孔管から浸透液で汚染された地下水として 与謝川に流入している。 そのため与謝川の水位が上昇し、下流の河川に悪影響を及ぼしている。また、与謝川の 水質が農業用水への影響を及ぼしている。自然環境の破壊により、豊かな自然環境 を失っている。今後、自然と共生し、安心して住める土地とすべきである。	
理由 (必須)	
国も、完全に安定品目と認められず、処理場の設置が問題であり、安定品目自体に おいて不安定なものは、処理場の設置が問題である。有害物質の流出、環境への悪影響を 防止するために、処理場の設置を中止するべきである。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 20 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
。埋立てに産業廃棄物は、台風などの豪雨や大雨などにより、土石流や土砂崩れが発生しやすくなり、周辺地域や阿波川へ流れ出す恐れがあります。 又、南海トラフなどの大地震が発生した時に埋立てに産業廃棄物が崩壊し、水害に繋がります。	
理由 (必須)	
・最近では地球の温暖化により、局地的な集中豪雨が頻繁に発生している。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1117

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 22 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
事業に反対します。	
理由 (必須)	
南海トラフ地震がいつ起こるか分からない地域で地盤の安定性があると、これまでの数式に当てはめて計算しても、想定外のゆれ、これまで経験したことのない地盤への負担は、考えられていない地盤で新幹線(リニア)の新線検査で地盤沈下や漏水がおこったことも想定外だったはず。地盤を満たしているから大丈夫では、納得いかない。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1118

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 22 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
水質保全、飲料水の安全安心、米生産地としての食の安全維持のためにも、事業に反対します。	
理由 (必須)	
産業廃棄物の埋立地を経由した雨水排水を溜めるコンクリートの「浸水溜地」は、コンクリートの劣化、ひび割れ、酸性雨による溶解などの心配があり、100%の浄化・安全は保障されない。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1119

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6年 9月 24日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
事業に反対します。	
理由 (必須)	
埋め立てる物質を100%明らかにして(放射能の有無も)ない限り土壌汚染の疑いを消し去ることはできない。土壌の交換は、市、県、国がめざす豊かな食、生活の壊滅を意味する。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1120

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 8 月 23 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

水質 騒音

絶対反対です。

理由 (必須)

雨や降。たら、かひら。川に、流れる。
火災も絶対なら、消火器設置すること？
どこの地域も受け入れ反対です！

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 24 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

地盤

生物

景観

理由 (必須)

毎年たっても、土に反らばい。大雨の災害
で山が崩れる事も。 静かに暮らして来たが、
お物は、絶対体弱くと思う。孫、ひ孫の苦労させ
たりで、

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1122

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 1 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
I 全般に対して：	
埋立終了から事業廃止までの 2 年間は水質等の管理はするが、廃止後は問題発生しない前提になっています。危惧するのはこの点です。事業継続中はチェックをかけているので、もし問題発生すれば分かる可能性があります。事業終了後に汚染物質が漏れ出してくる状況になった時、誰が検知して対処してくれるのですか？	
処理槽が何時まで稼働しているかも不明であり垂れ流し状態になる。	
土地所有者は管理義務があるとありますが、浸透水の管理点検も含まれますか？。	
滋賀県の処分場の実績を上げていますが、異なる廃棄物が持ち込まれるため実績と捉えることは飛躍があると考えます。	
理由 (必須)	
有害物質の混入が不可避、汚染水が処分場外に拡散していくという判例がある以上、10 年後、20 年後も絶対に汚染水が漏れ出さないという確証が必要。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 1 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名 (

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・ <u>その他</u> (社会的信用性)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) L-11 に対して： エコアクション 21 取得の準備開始することですが、何時までに認証取得するのか社として明確に回答願います。ISO14001 は貴社の設立年から見ると取得は難しかったかも知れないですが、当事者である県の認可がこれに代わるものでは無いと考えます。	
理由 (必須) 地域との共生を目指すなら、事業の健全性、社会的信用度ををはかる第三者の基準が必要なため。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和6年10月2日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所
氏名

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社代表取締役 岸田昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物・景観 ・その他（ ）
意見 別紙	
理由 別紙	

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・☒ロ・ハ・不明）

	結果は測定後直ちに公開すべきである。 水質、臭気等生活環境保全の確保、推進のため、地元住民などと定期的に情報の共有や協議を行う協議体を設置することを明記すべきである。
H7 交通量の増加及び安全対策	市道の通行、安全対策については、大変重要な課題であることから、警察、伊賀市との協議の上対策を立てるのではなく、事業者が自らの責務として、計画段階からその具体的な対策を示して地元と丁寧に説明、協議すべきである。 計画搬入道路は、生活道路であり、道路幅員が狭くかつ路盤や舗装厚も十分でないため、現況のままでは大型車両の通行は禁止すべきと考える。 廃棄物の搬入にあたり、遠方からも搬入されるのか。また、災害廃棄物の受け入れはどのように考えているのか、明記されたい。
N4 今後の手続きについて	今後の地元説明会は、自治協議会、区等から要望のある限り開催すべきである。
その他	最終処分場に係る雇用数は何名となるのか。また総事業費、資金収支などの財務諸表、及び毎期の運営費を示していただきたい。

令和6年10月2日

見 解 書 の 内 容	質 問
A6 防災拠点施設として利用	施設の建設予定地域には既に拠点避難施設等があり、当該最終処分場がどのような防災拠点施設となり得るのか、全くイメージが湧かない。よって、事業主体として、現時点でどのような機能を持った施設を検討しているのか具体案をあらかじめ計画に示すべきである。
A7 教育活動の場として提供	処分場が実現できてから協議の上構築することとされているが、事業主体として無責任極まりない。まずは、事業主体がどのような教育活動の場を提供しようとしているのか、明確に伝わるよう計画変更すべきである。
A8 地域との共生	地域との共生事業は、この廃棄物処理施設推進の一丁目一番地である。しかるに、「地域との共生に係る諸事業は、廃棄物処理施設が実現できてはじめて、地域と協議して計画・構築していくもので、現時点で何ら具体的な構想があるわけでない」としているが、これでは事業主体として責任を持って地元と調整し、事業を推進していこうとする意欲が全く感じられない。地域との共生が担保できるよう、計画変更すべきである。
F 水質汚濁防止対策	当該廃棄物処理施設は、安定型とはいえ雨水、地下水によって汚染水が貯留池外から漏出する可能性はゼロではない。また、水道水源保護条例の水源保護区域内に、当該処理施設を設置しようとする事等に鑑みて、有効な水質汚濁防止策として、防水シートを処理施設の底地に張るべきと考える。 地下水観測井戸は、2 か所設置予定であるが、他に、埋立予定地の北側及び南側にも設置が必要と考える。埋立処分場の周囲・近辺においては、少なくとも4か所において観測すべきである。 毎年1回の測定頻度は少なすぎるので、原則として浸透水と同様に月1回とすべきである。測定

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 24 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 (交通安全)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 1. 事業を行う上で、必要な交通安全対策は、あらかじめ行政の工事との印象を受ける 見解であるが、全くの誤りとする。 すなわち、市道古志新渡線に因り、安全な対策を要する。	
理由 (必須) 1. 地元で事業を行う者が、その交通安全対策に関し、行政任せという印象を受ける 見解に対し残念に思う。 2. 産業絶対反対	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)
阿波 1126

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 24 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 1. 水質検査は 貴社と利害関係のない 第三者業者によるのが当然のことであるが、 検体の現地での採取を含め、第三者機関に依頼すること。 2. 産廃地内に敷ける有孔管の本数は、土壌の安全性を考慮し、5筋で十分か、どうか 検討を行うこと。 3. 水処理施設で発生した使用済活性炭及び汚泥等の管理に関し、更に具体的に説明 すること。 4. 浸透水溜地底地に堆積する土の処理方法を具体的に説明すること。 5. 処分地上部と下部に設ける検査井戸の下部については、1カ所ではいいが、場所全体で検討のこと。 所 理由 (必須) 1. 下流域のふ田地区に及ぼす影響が大きいと思われることと、治水の問題にも関して 水の向題は重要な項目である。 2. 産廃に絶対反対	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1127

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 24 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	☒ 大気・ ☒ 水質・ ☒ 騒音・振動・ ☒ 悪臭・ ☒ 土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 1. 廃棄物受け入れに関し、厳格に判断するノウハウ、人員は貴社にあるのか？阿波の産業現地に配置する人員、組織体制が今ひとつ不明である。持ち込める産業について、排出業者をどれだけ、貴社として受け入れ現地でどの様に確認するのか、相手との契約はどうか、いづれの手配もお願いしたい。 (特に、持ち込める産業関係の廃棄物が混ざるのか) 2. 展開校並みの広さを明確にする必要 山中とは云え、近くに人家が多数有り、粉じん心配有、囲いをする等の配慮が必要	
理由 (必須) 1. 万が一、この計画が許可された場合、受け入れる物が必ず安定型品目に限ることを最も重要とあり、絶対条件である。 但し、産業は絶対反対である。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 24 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 (環境保全及び埋め立て後の管理)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 1. 本件に関する貴社の説明はご無理ご尤もであるが、内容は事業届として当然の責務事項である。完成の役には当然実施すべき事項である。 2. 事業届が許可され、実施する場合、それでは地元に対して (計画段階において) 貴社の責任ある署名して、地元に対して申し入れする必要があると考える。 (完成後の取り組みを) 3. 産廃反対	
理由 (必須) 1. 貴社によく法律に基づき、この法令に抵触しないから、と云われるが、普通法令は (特に規制法は) 最低限の基準を示しているに過ぎない。 法令順守と同時に地元住民の気持ちを大切にすることが重要である。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 1 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

計画の撤回を求めます。

事業終了後の地中の産業廃棄物の安全管理が担保されない。

理由 (必須)

ごみの成分が雨水に溶け込んで汚水が発生する恐れがある。
「安定型産業廃棄物のみを適正に受け入れ」とあるが、第三者機関
が常時監視することも不可能であり、安全が担保されることはない。

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ □ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 29 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
・ 自然災害への対策について、近年の記録的な大雨・台風。 そして南海トラフ地震発生時の確実な安全を担保されているかどうか。 ・ 周辺の交通について、頻繁な車両の出入りがあり、ドラクバー及び、 人に対しての安全を確保されているかどうか。	
理由 (必須)	
・ 自然災害は想定外の事件で準備が難しいものであります。 どのような対策を講じられるのかで、災害に強い施設にしていく必要を。 ・ 周辺交通状況について、必要な安全設備の設置の検討していただきたい。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1131

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 1 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
事業に反対です。計画の撤回を求めます。 大気汚染、自然環境に悪影響がある	
理由 (必須)	
大気汚染により、健康被害の不安	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1132

事業計画見解書に対する再意見書

令和6年9月30日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・ <u>悪臭</u> ・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

処理施設の設置に反対します

理由 (必須)
PM2.5などの大気汚染物質により雨に溶けている汚染物質により、コンクリートを腐食させ悪臭(卵のくさみよ臭い)がするから。

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波

1133

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 / 10 月 02 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
・持ち込みをする事業は多数の搬入会社があると 思われるがはっきりと明記してほしい。 ・搬入物に違法な物がある場合 誰がいつ 管理 監督するのか？	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
元猿野の生活道路に毎日タンパカーが数十台通行 おと聞くが身の不安を感じ、安心して車で通行できず 又風向きにより人家まで悪臭が流れてきたりして、騒音、 振動、大気汚染など平和的な生活権が侵害される。	
理由 (必須)	
生活環境の破壊である。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 台風や災害で処分場から汚水がもれ流れだし拡散する。 私達の飲料水が染まり人格権が侵害される。 汚水が農業用水路、農用地に流れこんで農業用水が 汚染される。 私達がつけているブランドの伊賀米が汚染米になって しまう。水利権の侵害だ。	
理由 (必須) 今般の生活環境が破壊される。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 市道出走紙渡跡を通行しての廃棄物搬入に反対します。	
理由 (必須) 市道出走紙渡跡は区内の生活道路として、また農作業用道路でもあります。ここに廃棄物搬入車両が通行することは、自元車両との事故やトラブルが懸念されます。見解書に違反事例の発覚による契約解除があります。そもそも問題解決に向けていざしく、また行政、警察等責任掌握も不明瞭で容認しかたない。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名 (

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)

2 地下汚染防止対策について

(2) 【用地の地表から約3m以降の地下に強固な岩盤あり、用地内に降った雨水が産業廃棄物を經由し、地下水として深部まで浸透し、事業用地外へと浸透して周辺地域への地下水に影響することはない】(概略)と見解書に記載されています。

処理施設を透過した汚水は地下に岩盤があるため深層に進めず岩盤上部の傾斜に沿って、低い方向の川を求めて進むと考えられます。

比較的近くの与田谷川、横野川そして服部川に注がれ水が汚染されます。

その事により水道水が大なり小なり汚染されるものと思います。

農作物が汚染の風評被害の発生が危惧される。

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 28 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
事業全体に反対です。	
理由 (必須)	
環境悪化のため	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1139

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 27 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・ <u>悪臭</u> ・ <u>土壌</u> ・地盤・ <u>生物</u> 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限り、ます。) 数年後には水質が変化し、現状維持が出来なくなる。(現状は水質は 良いと感じている)そのため下流域の人々に変化が現われ、田畑の作物、特に 稲の品質が低下し、汚染物質が無いとは言えなくなる。大型車走行の 為、地盤の緩み、 ^{等で} 生物(希少な)も棲めなくなる。→繁殖減少。 悪臭も全く発生しないとは言えない。風向きに依っては遠方まで流れ 健康を害する可能性がある。	
理由 (必須) 処分場 閉鎖後、有事問題発生の場合管理義務は ^{無いと聞いているが} 何処が責任 を取るのか? 少子高齢化と言われている今、将来ある数少ない人達が安心 し、負の遺産を残さず安全に暮らすため 絶対反対です。	

提出期限: 令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄: 条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1140

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 26 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) ①有害物質の件について - 人格権(身体的人格権)の侵害---飲料水の汚染, 、 (平穏的生活権)の侵害---環境汚染が、 - 水利権の侵害(農業用水の汚染)---農作物が汚染される。 ※農業用水汚染、地下水の汚染	
理由 (必須) 「見解書」有害物質と排出しない事は保証出来るか証明できない、 「再意見書」なぜ? 具体的に説明するべきではないか! ①証明	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 20 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
計画の撤回を求めます	
理由 (必須)	
大気・水質汚染が非常に心配です	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 21 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他（ ）

意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。）

この計画は断固として反対します。
撤回して下さい。

理由 (必須)

大気、水質、騒音、交通（通行車両）
非常に心配である。 絶対反対。

提出期限：令和6年10月13日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（ イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明 ）

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 20 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
反対	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 21 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
ふるよとの水を守りたい為事業に反対です 計画の撤回を求めます	
理由 (必須)	
産業廃棄物による環境汚染の為	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1145

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 20 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・ <u>生物</u> 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
事業に反対します。	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 24 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
計画の撤回を求めます 事業に反対します	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1147

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 2 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・ <u>悪臭</u> ・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
意見、理由 別紙のとおり	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

別紙(意見書番号 107)

意見

産業廃棄物処理施設反対、撤回を求める。

理由

安定化廃棄物の中に

廃棄プラスチック、ゴムくず金属くず、がれき

が含まれており、これらの廃棄物が長年山中にあることで風雨により化学反応をおそれが極めて強い。

よって、近隣住民だけではなく下流住民の健康を害すると共に農作物に悪影響を与える恐れが十分認められる。

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 2 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
意見、理由 別紙のとおり	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

別紙(意見書番号 108)

意見

産業廃棄物処理施設反対、撤回を求める。

理由

建設現場下流の水質汚濁の恐れが極めて高く、健康被害の恐れが十分予想される。

不安を感じさせることは、憲法(13 条)で保障されている

人格権(身体的人格権)

が脅かされることになる。

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 2 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 (交通)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
意見、理由 別紙のとおり	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

別紙(意見書番号 109)

意見

産業廃棄物処理施設反対、撤回を求める。

理由

国道から南側に通じる市道(農道)の下には農業用水路が複数埋設されているため、大型車両(総重量約 20 約トン)が通行することにより、農業用水路の破損が十分予想される。

見解書 H には用水路破損の対策が記されていない。

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 2 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
意見、理由 別紙のとおり	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

別紙(意見書番号 121)

意見

産業廃棄物処理施設反対、撤回を求める。

理由

建設現場、下流の水質汚濁の恐れが極め高く建設された際、住民は不安を強いられることとなる。

憲法で認められた

人格権・平穩生活^件圏(環境汚染を心配しながら暮らす)

侵すこととなる。

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 10 月 2 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	☒ 大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
意見、理由 別紙のとおり	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1152

別紙(意見書番号 122)

意見

産業廃棄物処理施設反対、撤回を求める。

理由

安定化廃棄物の中に飛散物が含まれており、大気汚染により近隣住民の健康被害を害する恐れが認められる。

見解書 D-1-1 内の(容易に科学的変化を起こさない)と記されているが、この見解書では、完全飛散処理がなされないと受け止められ、近隣住民の不安の払しょくは出来ません。

人格権・平穏生活件(環境汚染を心配しながら暮らす)
の権利を侵害するものです。

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 2 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
理由 (必須) 安定型産業廃棄物処理場の建設の差止理由に同意です。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ロ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1153

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 20 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
産業廃棄物処理施設の設置に 反対いたします。	
理由 (必須)	
土地や水が 汚染される問題がある為。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 29 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
別紙参照、(A、B、C に于いて)	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1155

Aについて 私達が日々廃棄物を出していると記載しているが我々は、市のゴミ出しのルールのもとにゴミの排出をしております。また「後世に引き継ぐための循環型社会を構築」とあるが、素掘りをした穴に5年間、管理の行き届かない可能性のある産業廃棄物を埋め立て続け、たった2年間の管理で終わらせる事が、こういった観点で循環型社会に結びつくのか、到底理解、納得のいくものではない。

Bについて b-1日本全国で不適正処分の事案が発生している。この点において、全てが物語っているのではないかと考える。本当に安全な廃棄方法だとすれば、日本全国で訴訟が起こる事案が、発生する事はないでしょう。司法において安全性が否定されている。即ち全く信頼性のない廃棄施設と言わざるを得ない。

b-2 個別的事情が大きく反映しているとあるが、このようなゴミ処理施設において、個別的事情が大きく反映されて良いはずがなく、そういう事案が発生している事自体が問題であり、御社が当該施設において個別的事情を発生させない保証はないと考える。

b-3法改正がされていないとあるが、同法は、同年に一部が改正され、さらに2000年(平成12年)からは 毎年法改正が行われてきた。法改正はされている。

b-7保障はできるが証明はできないとはどういう見解か理解出来ない。こちらは裁判の判例や日弁連の意見書等で安全は担保できないと証明している。御社においても、保証できるなどと言う確固たる根拠があるならば、それを提示するべきである。

b-9御社の言う通り、大津夢の里第2処分場の現在の実績データを出して頂いても、10年20年先に現在埋め立てた産業廃棄物が有害物質を排出しないと言う保証にはならないと考えるのが住民側の心情である。b-10のように住民感情に寄り添わない、御社の姿勢がそもそも信用に値しないと云わざるを得ない。

b-11確率論を言っているのではなく、現実には起こっている、又は起こりうるという時点で、私達住民は人格権を侵害されるのである。私達には日々を安心安全に生活していく権利がある。

b-13正常な運営を行う事は当然である。にもかかわらず不正な運営を行う業者がある。と言う事が問題だと考える。

抜け穴があるから不正が起こるのであって、御社の言う現行法で規制されていないから、当該施設を運営しても良いと考え自体が、法律で許されているから何をしても良いと言う考えが透けて見えて大変不快である。

C-4について、「大規模になると周辺地域への影響が大きくなる」と御社自ら明言している。b-7において御社は「有害物質を排水しないことを保証する」と記載している。産業廃棄物自体から有害物質が流出しないのであれば、処理場の規模は問題では無いはずである。例え規模を小さくしたところで環境への影響は免れないと考えるのが当然である。

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 2 9 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 2 5 条第 2 項及び条例規則第 2 2 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2 0 8 7 番 2 ほか 1 2 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・ <u>その他</u> (すべての区分)

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

J 風評被害への対応について に対して

「風評被害とは、「根拠のない噂や科学的根拠に基づかないデマ情報や憶測によって、被害が発生する。」ことです。」と述べられているが、今まさにその状態で、風評被害が起きようとしている (起こっている) のではないか。

「有害物質は含まれた水が放流されることはない」と言い切れるか。机上の計算では何とでも言える。「有害物質が含まれた水が放流されることがない」ことを地域住民が理解せよと言っているが、あまりにも住民を軽く見すぎている。貴社の押し付けである。貴社は、「安心のための努力を行う所存」という前に、「計画の撤回」というやるべきことがあるのでは？

「適切な補償」とはどういうことか。具体的に説明を求める。

理由 (必須)

上記、意見欄に理由も記載。

提出期限：令和 6 年 1 0 月 1 3 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1156

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 2 9 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 2 5 条第 2 項及び条例規則第 2 2 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2 0 8 7 番 2 ほか 1 2 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・ <u>その他</u> (すべての区分)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) C 本件事業の規模・生活環境に影響が生じるおそれがある地域の範囲について に 対して 「平成初頭に計画したゴルフ場計画跡地を利用した事業計画」とのことであるが、 今回の最終処分場の計画は、当時のゴルフ場計画と関係があるのか。 今回の事業計画地がなぜ「阿波」なのか、周囲数百mのところに民家がある場所な のか、事業計画地に選定した理由を求めたが、見解書には具体的なこと (なぜ「阿波」 を事業計画地に選定したか) が書かれていない。 再度、具体的な回答を求める。	
理由 (必須) 上記、意見欄に理由も記載。	

提出期限：令和 6 年 1 0 月 1 3 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1157

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 2 9 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 2 5 条第 2 項及び条例規則第 2 2 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2 0 8 7 番 2 ほか 1 2 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・ <u>その他</u> (すべての区分)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) A 本件事業を実施することに対する社会的意義について に対して 意見書で「事業に関わる全ての皆さんにお聞きしたい。もし皆さんの住んでいるところで、数百mしか離れていない目と鼻の先で、同じような産業廃棄物処分場が設置されるとしたら、受け入れることはできるか。企業人ではなく、一個人として回答願いたい。当該回答の理由もお願いしたい。」として回答を求めたが、社会的意義をずらずらと書き並べているだけである。企業人ではなく、一個人として、再度具体的な回答・理由を求める。	
理由 (必須) 上記、意見欄に理由も記載。	

提出期限：令和 6 年 1 0 月 1 3 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1158

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6年 9月29日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・ <u>地盤</u> ・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) G 本件事業の施設の構造等について M 「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」以外のその他の法令手続きについて に対して 施設の構造や法令手続きのことは、住民説明会でも説明があったかと思うが、施設設置にあたり土砂災害が発生する確率と万一発生した時の補償について回答を求めたが、具体的なことが書かれていない。 再度、具体的な見解を求める。	
理由 (必須) 上記、意見欄に理由も記載。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1159

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6年 9月29日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・ <u>その他</u> (すべての区分)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) A 本件事業を実施することに対する社会的意義について N 今後の手続きについて に対して 地域住民が反対しているにもかかわらず事業計画を強引に進めていくのは何故かの回答を求め、地域住民の心配や不安を払拭できない場合は計画を中止すべきであると意見を申し上げたが、事業の社会的意義と今後の手続きを見よとのことであった。当方は、貴社の社会的意義や今後の手続きのことを聞いているのではない。地域住民が反対しているにもかかわらず事業計画を強引に進めようとしている理由を聞いている。再度、具体的な回答を求める。 なお、地域住民全員の心配・不安が払拭できなければ、計画を中止すべきである。	
理由 (必須) 上記、意見欄に理由も記載。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6年 9月29日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・ <u>その他</u> (すべての区分)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) N 今後の手続きについて に対して 意見書、再意見書に対する見解書、再見解書の作成期間が、当初の予定 (住民説明会での説明) から大きく先延ばしされている。住民の意見書、再意見書の提出期限は条例により定められており、住民はそれを遵守している。見解書の作成期日の定めはないからと言って、当初説明した日を先延ばしすることは理解しがたい。意見書の数が想定を上回ったため、貴社の勝手な都合により変更したとしか思えない。住民はルール (条例) を守っているのであるから、事業者側もルール (当初の説明) は守るべきではないか。 具体的な回答を求める。	
理由 (必須) 上記、意見欄に理由も記載。 ※条例は事業者側に立ったものであり、住民保護の観点から改正すべきである。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6年 9月29日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・ <u>その他</u> (法令遵守、交通事故等の防止)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) H 本件事業の実施における交通量の増加及び安全対策について に対して 道路通行に関して、交通違反があるかないかを誰がどのように確認し、違反があった場合にどのような措置をとるのかについて回答を求めたが、交通量や対策に関する見解だけで、実際に違反があった時のことは書かれていない。 また、「道路法等の適用有無に関しては、弊社ではなく警察や行政庁の管轄」と書かれているが、まずは事業者 (貴社) が法令を守らないといけないのではないか。「弊社ではなく」というのは、あまりにも他人事すぎる。法令遵守の自覚がない。 再度、具体的な回答を求める。	
理由 (必須) 上記、意見欄に理由も記載。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6年 9月30日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) ・(B-7)「有害物質を排水しないことは保障できます」とあります。『保障できる』とは、どういう意味でしょうか。具体的、明瞭にご説明下さい。 ・(B-8)「大津夢の里第2処分場の実勢データ」で疎明するとあります。実績データをお示し下さい。 ・(C-5)「不足している調査、追加調査及び必要なモニタリング等がある場合、適切に判断し、実施します」とあります。今回の再意見書の見解を出して頂く時点で、ご検討頂いている、調査内容、モニタリング内容を明確にご説明下さい。 ・(C-7) 搬入された廃棄物に対する展開検査の方法が示されています。検査した内容についての記録の閲覧、記録する事項について、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則』第十二条の七の四、第十二条の七の五に定められています。また、県によっては、掲示板等により積極的な情報開示を指導しているところもあります。どのように記録をご開示頂けるのかお示し下さい。 ・(G-2-(2))「調整池の容量計算に用いる雨量強度は三重県が定めた計画対象地域パターン⑥上野地内柘植 (旧山田村) 区域」となっています。『⑥上野地内柘植 (旧山田村) 区域』とはどこでしょうか。データの出典を明確にして下さい。 ・(G-3-(11))「経過観測については、関係法令基準に従い行ってまいります」とありますが。経過観測について、ご検討している内容を具体的にご説明下さい。	

- ・(G-5)「安定型産業廃棄物の搬入トラックのタイヤ洗浄は、現時点では簡易水道を設置し、本件事業用地内（埋立地）付近で行い」とあります。現時点で計画されている簡易水道の水源、1日の使用予定水量など具体的にご説明を下さい。
- ・(K-2-(1))「水処理施設によって処理された水の検査、検査項目の追加・検査頻度については増やすことを検討します」とあります。検討されている内容を具体的にご説明下さい。
- ・(I-11)「弊社は『エコアクション21』という認証制度を取得するための準備を開始します」とあります。具体的に『エコアクション21』の認証を取得する計画をご説明下さい。
- ・(M-1、2、3)伊賀市水道水源保護条例手続き、森林法に基づく林地開発許可手続き、文化財保護法及び三重県自然環境保全条例の手続きが記載されています。各手続きについての計画についてご説明下さい。出来ればスケジュールもお示し下さい。なお、各行政庁の対応もありますので、期間で示して頂いても結構です。

理由（必須）

- ・見解書に記載されている論旨が不明のため、明瞭にご説明頂きたい。

提出期限：令和6年10月13日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・**ロ**・ハ・不明）

事業計画見解書に対する再意見書

令和6年10月1日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)	
<u>A**本事業を実施する事に対する社会的意義について**に意見します。</u>	
一定数の処分場は必要ですが、当計画地の様な水源地や豊かな山林を切り開いて作る必要はありません。	
循環型社会を構築し、豊かな自然や安心安全な暮らしを後世に引き継ぐためには産業廃棄物を減らし現在の処分場を継続的に使える様に尽力するべきです。	
その為には、企業や社会全体が持続可能な方法で廃棄物の発生を抑え、リサイクルや再利用を推進することが重要です。	
1. リデュース (廃棄物の削減)	
廃棄物の発生そのものを抑えることが最も効果的です。これを実現するためには、製造や供給チェーン全体の見直しが必要です。	

製造プロセスの効率化: 生産工程での廃棄物を最小化するために、原材料の無駄を減らす設計や工程改善が求められます。

製品設計の見直し: 廃棄物が出にくい製品デザイン（軽量化、モジュール設計）や、長寿命化を意識した製品設計が重要です。

材料の選定: リサイクル可能な素材や再生材を使用することで、廃棄物の削減につながります。

2. リユース（再利用）

製品や部品を廃棄する前に、再利用する方法を検討します。

修理・リファビッシュの促進: 使い捨てではなく、修理や再生を推奨する仕組みを導入し、製品寿命を延ばす。

シェアリングエコノミー: 例えば、設備や機器の共有を促進することで、不要な機器の廃棄を減らすことができます。産業機械や設備のシェアリングなどが一例です。

3. リサイクル（再資源化）

産廃を再利用可能な資源として循環させることが重要です。産廃をリサイクルに回すための仕組みの整備や技術開発が必要です。

リサイクル技術の向上: 廃棄物の分別や再資源化技術の開発・普及により、リサイクル効率を高めます。特に、難処理廃棄物に対する技術革新が求められます。

リサイクルのインセンティブ: リサイクルを促進するため、企業に対して税制優遇や補助金を提供することで、リサイクル活動が進む可能性があります。

4. エネルギー回収

リサイクルが難しい廃棄物については、エネルギー回収型の処理が有効です。これは、産廃を燃焼してエネルギーを回収する技術で、廃棄物の量を減らすとともに、再生可能エネルギーとしての利用が期待できます。

サーマルリサイクル（熱回収）: 廃棄物を焼却する際に発生する熱をエネルギーとして利用する方法。特に難処理なプラスチック廃棄物などに有効です。

5. 産業間連携（産業シンビオシス）

異なる産業間で廃棄物や副産物を有効活用する「産業シンビオシス」の考え方も効果的です。一つの産業から出た廃棄物や副産物を、別の産業の資源として利用することで、廃棄物を資源として循環させます。

副産物の再利用: 例えば、製造業の副産物を他の産業の原料として利用することが可能です。鉄鋼スラグやバイオマスなどの利用が進んでいます。

6. 法規制とガイドラインの強化

政府や地方自治体が適切な産廃削減のための法規制を整備し、企業がこれを遵守することも重要です。また、産廃を削減するためのガイドラインや基準の整備を行うことで、企業の対応が進みます。

エコデザイン指針: 環境負荷の少ない製品設計を促す基準を導入することで、廃棄物の発生を製品レベルで抑制します。

7. 意識向上と教育

廃棄物削減には、企業や社会全体の意識改革が必要です。社員教育や、廃棄物削減の重要性を認識させる取り組みが欠かせません。

企業内教育: 廃棄物削減の重要性を従業員に啓発し、業務プロセスに反映させる。

消費者教育: 消費者に対しても、廃棄物削減やリサイクルの重要性を啓発するキャンペーンや教育活動が重要です。

8. デジタル技術の活用

デジタル技術を活用した効率的な廃棄物管理も、産廃削減に寄与します。

IoT とデータ分析: 廃棄物発生の実タイム監視やデータ分析を行い、発生源を特定し、無駄を削減する。

スマートリサイクルシステム: リサイクル資源を効率的に管理・回収できるシステムを構築することで、リサイクル率の向上が期待できます。

当社も上記の様な取り組みを地域住民やお客さまと進めております。

よって、業種は異なりますが産業廃棄物最終処分場の建設を推進する御社の考え方とは相違し共存は不可能な為、受け入れることは到底できません。

B **安定型産業廃棄物最終処分場運営事業について**に意見します。

1. 不適正処分の軽視

不適正処分が一部の事業者の問題であるとし、その責任を限定的に捉えています。これらの事例が繰り返されていること自体が、業界全体のガバナンスの欠如や規制の不十分さを示しています。また、実際に司法で安全性が否定されている事例もあることから、こうした事例を軽視することは責任ある姿勢とは言えません。

2. 法的規制の未整備を正当化

廃掃法で安定型産業廃棄物最終処分場が規制されていないことを根拠に、「問題がない」としていますが、これは逆に言えば、法的規制が不十分であり、改善が必要だということです。法規制の有無をもって安全性を語ることは論理的に問題があります。現行の法律が追いついていないだけであり、今後規制が強化される可能性を無視してはいけません。

3. 住民への対応の遅れ

住民への説明や環境調査が十分でないことを認めています、これに対する具体的な改善策やスケジュールが示されていないのは重大な欠陥です。住民の健康や生活への不安を軽減するためには、速やかな対応と透明性の高い説明が不可欠ですが、この点が欠落しているため、企業の責任感に欠けた印象を与えます。

4. 有害物質の排水に関する不確実性

有害物質を排水しないことを「保障できる」と述べる一方で、証明が困難であるとしています。これは極めて不十分な説明です。技術的に証明が難しいというならば、それに代わる厳格なモニタリング体制や第三者機関による評価を導入するなどの具体的なリスク管理策を示すべきです。「消極的事実の証明」が困難だからといって、住民の不安を無視するのは無責任です。

5. 過去の実績データに依存

他の処分場のデータを用いて安全性を主張していますが、過去の成功例が未来の安全性を保証するわけではありません。異なる地理的条件や環境要因が存在する可能性があり、それらを無視したまま他の施設のデータを根拠とするのは誤りです。もっと具体的で現地に即したデータを提供すべきです。

6. 不適正処分の事例を軽視

全国的に不適正処分が見られる中で、自社が適正に運営しているから問題ないとする主張は、業界全体の問題に目を向けていないと言えます。適正運営をしている事業者が多数派であるとしても、不適正事例が存在する限り、全体的な信頼性が損なわれます。より厳しい内部監査や業界全体での改善策を講じるべきです。

7. ネット上の情報への言及の不適切さ

ネガティブな情報が目立つと指摘していますが、これは情報を軽視する姿勢の表れです。情報過多の時代とはいえ、住民の不安や疑問に対して正確かつ透明な情報を提供することこそが事業者としての責務です。ネットの情報を批判するので

はなく、住民の疑念に対する具体的な対策を示すべきです。

総じて、この文章には住民の健康や環境に対する責任感が十分に感じられず、具体的なリスク管理策や説明が不足しています。より積極的に住民の不安に対応し、透明性のある運営を実現するための実効的な行動が求められます。

****C 本件事業の規模・生活環境に影響が生じるおそれがある地域の範囲に について**に意見します。**

1. ゴルフ場跡地利用の妥当性への疑問

「平成初頭に計画されたゴルフ場跡地を利用した事業計画」としてありますが、土地の過去利用が現在の事業に適合しているかどうかは別問題です。ゴルフ場跡地だからといって、そのまま産業廃棄物最終処分場として適しているとは限りません。過去の計画を利用するだけではなく、現在の環境や地域住民のニーズに即した適正な評価が必要です。

2. 説明不足の反省の曖昧さ

住民に対する説明のタイミングが遅れたことに対して「反省すべき」としてありますが、その反省の内容が具体的に何で、今後どのように改善するかが全く示されていません。単に反省するという言葉だけでは、住民の信頼を回復するには不十分です。もっと具体的な行動計画や改善策を提示すべきです。

3. 「適法」という主張は責任回避に過ぎない

「関係法令及び環境基準に基づき、適法に立案している」と強調していますが、適法であることは最低限の条件に過ぎません。住民の不安や疑念は法律に準じているという説明だけでは解消されません。地域住民の生活環境に配慮し、適切な対応をとる姿勢を示すべきです。

4. 「大規模でないから安全」という論理は誤り

事業規模が「環境影響評価法および三重県条例のアセスメント対象になるほど大規模でない」ことを主張し、「影響が少ない」としてありますが、この論理は根拠が薄いです。規模が小さいからといって、周辺環境や住民の生活に与える影響が軽減されるわけではありません。規模にかかわらず、実際の環境への影響やリスクを十分に評価し、具体的な対策を講じる必要があります。

5. 追加調査やモニタリングの実施が不明確

「不足している調査、追加調査、必要なモニタリング等を適切に判断し実施する」としてありますが、具体的にどのような調査が不足しているのか、また今後どのようなモニタリングが行われるのかが明確にされていません。住民の不安を解消するためには、もっと詳細

な調査計画やスケジュールを提示すべきです。

6. 生活環境への影響範囲の判断基準が不明確

「三重県廃棄物処理条例に基づいて判断している」としており、周辺地域への影響範囲を適切に判断していると主張していますが、その基準や具体的な判断方法が全く示されていません。条例に基づいているという説明だけではなく、どのような科学的・技術的な根拠に基づいて判断が行われているのかを明確にする必要があります。

7. 住民への配慮が不十分

周辺地域への配慮を強調していますが、実際のところは「規模を小さくしたから影響が少ない」という一方的な判断に基づいているだけです。住民の声をもっと積極的に取り入れ、彼らの懸念や意見を真摯に受け止め、実際にそれに応じた対策を講じる姿勢が求められます。

総じて、この文章は法令遵守や規模の小ささをもって安全性を強調していますが、具体的な調査結果や影響評価、住民への対応策が不十分です。住民に安心感を与えるには、形式的な説明ではなく、もっと具体的で透明性のある対応が必要です。また、地域住民との対話を通じて信頼関係を築く姿勢が欠如していることが最大の問題です。

****D 安定型産業廃棄物のご説明と悪臭等、火災の発生がないことについて**に意見します。**

1. 住民の意見を軽視する姿勢

- 問題点: 住民が「悪臭が発生する可能性がある」と懸念しているにもかかわらず、その意見を単なる「誤解」として片付けています。この姿勢は住民の不安を軽視していると言わざるを得ません。住民が不安に思うのには、それなりの理由や過去の事例があるはずです。それに対して一方的に「心配無用だ」と言い切るのは不適切です。むしろ、なぜそのような懸念があるのかを真剣に分析し、具体的な対応策を示すべきです。

単なる説明ではなく、住民の意見を取り入れた具体的な行動を見せるべきです。説明会や相談会を設け、住民の意見を聞き、それに基づいた柔軟な対応を行う姿勢が求められます。

2. 専門的な用語ばかりで住民に理解しにくい

- 問題点: 説明文全体に専門用語が多く、住民にとって分かりにくい内容になっています。「廃プラスチック類」「安定型産業廃棄物」などの用語を羅列しても、一般の人にはその意味や影響が理解できません。また、説明が長く抽象的で、具体的に「何がどのように安全なのか」が見えづらいです。

もっとシンプルな言葉で、視覚的な資料や図解を交えながら説明するべきです。例えば、「どのような廃棄物を扱うのか、その廃棄物がどうして安全なのか」を具体的に、かつ住民の日常に即した例を用いて説明することで、理解が深まるでしょう。

3. 防災対策が抽象的で不十分

- 問題点: 「消火器を設置する」としか述べられていない防災対策はあまりに簡素で具体性が欠けています。また、火災リスクがほとんどないと強調する一方で、他業者による火災発生の例を引き合いに出し、「不適正処理が原因」と責任転嫁しています。これでは万が一の対策についての信用が得られません。

消火器だけでなく、火災が起こった場合の具体的な避難経路、従業員や住民への防災訓練、早期警報システムの導入など、より詳細な防災計画を示すべきです。住民が直接参加できる防災訓練を定期的実施するなど、具体的な行動を通じて信頼を得る必要があります。

4. 説明が形式的で誠意に欠ける

- 問題点: 記述全体が形式的な言い回しであり、住民の懸念に対して真摯に向き合っている姿勢が感じられません。「悪臭が発生しない」「火災は起こらない」と繰り返して強調していますが、その根拠となる科学的・技術的な説明が乏しく、具体的なデータや過去の事例を引用して安心感を与える工夫が欠けています。

説得力を高めるために、実際の過去の事例や第三者機関による検証データを提示し、科学的根拠を示す必要があります。また、「住民の懸念を真摯に受け止める」という姿勢を持ち、説明の際には専門家を招いた意見交換の場を設けることも重要です。住民の意見を尊重し、対話を重視する姿勢が求められます。

5. 環境への影響を軽視している

- 問題点: 環境への影響について「安定型産業廃棄物なので問題ない」という説明だけでは十分ではありません。特に、廃棄物の埋め立てが長期的にどのような影響を与えるかについて、深く触れていません。将来的に予測される環境負荷や、地下水汚染、土壌汚染のリスクについても言及がなく、この点で住民の信頼を得ることは難しいでしょう。

地域の環境に与える影響については、継続的なモニタリングと公開報告を行うべきです。また、第三者機関による監査を定期的実施し、その結果を透明性を持って公開することで、環境に配慮していることを証明する必要があります。

6. 法的基準を満たしているだけでは不十分

- 問題点: 説明では「法的基準に従っている」と繰り返し述べられていますが、それは最低限の条件でしかありません。住民が求めているのは法律を守ることだけでなく、地域の安全と安心を確保するためのより高い基準での取り組みです。

単に法的基準に従うだけでなく、住民の安心を得るために、独自の安全基準や環境保護のための取り組みを行うべきです。例えば、地域の自主的な監視システムの導入や、行政と連携した独自の規制強化など、住民のニーズに即した対応が求められます。

****E 安定型産業廃棄物の埋立に関する確認方法（工程）について**について意見します。**

1. 信頼性の担保が不十分

- 問題点: この文章全体に共通するのは、「我々の手続きが完璧だから大丈夫」と言い切る姿勢ですが、具体的な第三者による監視や評価が欠けています。排出事業者と契約を結ぶ前に「確認する」と述べていますが、具体的にどのような基準や方法で確認を行い、その結果がどのように記録され、誰によって評価されるのかが不明です。単に「確認する」と言うだけでは、住民や関係者の信頼を得ることはできません。

第三者機関や独立した監査機関による定期的なチェックを導入し、その結果を透明性をもって公開する必要があります。これにより、客観的な視点からの評価が行われます。

2. 経済的合理性に頼りすぎている

- 問題点: 何度も「経済的にメリットがないため、許可品目以外の受け入れはあり得ない」と強調していますが、この主張は非常に脆弱です。過去には経済的メリットがあったにもかかわらず、規制を無視して環境を破壊した事例が数多くあります。さらに、経済的合理性だけに依存する説明は、倫理や社会的責任を軽視しているように映ります。

経済的メリットだけでなく、法令遵守や社会的責任に基づいた企業活動が重視されていることを明確に示すべきです。具体的な企業方針や社内のコンプライアンス体制についても詳述し、経済的理由だけに頼らない安全対策を強調することが必要です。

3. 排出事業者の責任転嫁が目立つ

- 問題点: 排出事業者に対して「分別作業がしっかり行われていることを確認する」と述べていますが、実際のところ、その責任がすべて排出事業者側に転嫁されている印象を受けます。万が一問題が発生した場合、排出事業者が適切に分別していなかったと主張し、自社の責任を回避しようとする姿勢が透けて見えます。自社内での監視体制や独自の検査体制をより詳細に記述し、万が一問題が発生し

た際に、どのように自社で責任を取るのかを明確にするべきです。排出事業者に依存するのではなく、内部での責任体制を強化し、自主的に問題を防ぐための措置が取られていることを示す必要があります。

4. 曖昧な言葉遣いが多い

- 問題点: 文章中に「しっかりできている」「十分な注意を払う」などの曖昧な表現が頻出しますが、具体的な基準や手法が示されていないため、読者には実際にどのようなプロセスが行われているのかが分かりにくいです。特に住民が気にする「臭気検査」や「展開検査」についても、その手順や基準が曖昧であり、信頼性に欠けます。

各プロセスについて、具体的な手順や基準、使用する検査機器の名称など、詳細な説明を加えるべきです。曖昧な表現ではなく、定量的なデータや実際の手法を示してください。

5. 許可品目外の受け入れに関する対策が不十分

- 問題点: 「許可品目以外の廃棄物は受け入れない」と断言していますが、そのための具体的なチェック体制やトレーサビリティの仕組みが不明です。例えば、誤って許可品目外の廃棄物が混入した場合、どのようにそれを発見し、どのように対応するのが具体的に示されていません。

許可品目外の廃棄物が混入した場合の緊急対応策や、その防止策についての詳細なプロセスを明示する必要があります。また、混入を未然に防ぐために、どのようなトレーサビリティシステムが導入されているのか、あるいは第三者機関による監視が行われているのかについても、具体的に説明してください。

6. 住民への具体的な保証や対応が不足している

- 問題点: 住民の不安に対する具体的な保証や対応策がほとんど見られません。「排水によって有害物質が流出しない」と述べているだけでは、実際にどのような措置が講じられているのか分かりませんし、住民が抱える不安を解消するには不十分です。

住民に対する具体的な保証や補償措置について明確に述べるべきです。例えば、住民が懸念する環境への影響を定期的に監視し、その結果を公開する仕組みや、万が一問題が発生した際の補償制度を明確にしてください。

F 水質汚染防止対策等についてに意見します。

1. 検査の透明性と独立性

- 第三者機関の利用については述べられていますが、具体的な検査機関の選定基準や、選ばれた理由が不明です。透明性を高めるためには、第三者機関の認証状況

や実績を示し、住民に対して信頼性を保証する必要があります。

2. 情報提供の不足

- 水質検査結果の提供について、「結果書を入手次第」とありますが、具体的な提供時期や手段が明記されていません。住民が容易に結果を確認できる体制を整え、リアルタイムでの情報更新を行うことが重要です。

3. 住民の懸念への配慮不足

- 一部の住民が抱く懸念について、「不適正な処分をした業者によるもの」と言及していますが、住民の不安に対する理解と配慮が欠けています。具体的なコミュニケーションプランや、住民との対話を強化する施策が必要です。

4. 水処理施設の性能

- 水処理施設の処理能力について詳細に説明されていますが、性能基準や過去の実績に基づく具体的なデータが不足しています。特に、異常時の対応プロセスや、どのような基準で正常性を確認するのかについても詳細を示すべきです。

5. 有害物質の管理

- PFAS に関する対応について説明がありますが、今後の規制強化に伴い、さらなる措置が必要になる可能性があります。
- 輸入禁止になったから持ち込まれないのではなく、これらを使った商品が数多く作られ現在も使用されており、これらの商品が遠くない将来役目を終えます。その時もっと大きな社会問題になるでしょう。
- 定期的な見直しや更新が計画に含まれているのか、具体的に示す必要があります。

6. 地下水の影響に関する過信

- 地下水が「ほとんど見受けられない」との記述は、調査結果に基づくものですが、地盤の変化や気候変動による影響を過小評価している可能性があります。予測可能性を高めるためには、継続的なモニタリングとリスクアセスメントが必要です。

7. 洪水調整池の設計

- 洪水調整池の設計が「十分に対応できる容量」と述べられていますが、具体的な設計基準や過去の降雨データに基づいた分析が不足しています。透明性を持たせるために、設計の根拠を示すことが求められます。

8. 覆土の使用基準

- 事業用地外からの土の使用に際し、「あらゆる環境保全の観点から問題ないことを

確認」との記載がありますが、具体的な分析基準や手法が不明です。明確な基準を設け、それに基づいた適正管理が必要です。

****G 本件事業の施設の構造等について**に意見します。**

1. 準好気性埋立構造の不明確さ

「準好気性埋立構造」という設計は空気を循環させるとしていますが、具体的な空気の流入経路や管理方法が明示されていません。水の滞留を防ぐ構造とされていますが、長期的なメンテナンスや劣化についての説明が不足しています。特に、経年劣化による排水や換気システムの維持管理がきちんとされない場合、環境への影響が懸念されます。

2. 洪水調整池の容量計算の妥当性

洪水調整池の設計は「安全を考慮して」7.7 倍の容量を持たせるとありますが、具体的なリスクシナリオや根拠が曖昧です。過去の降水パターンだけでなく、気候変動による極端な降雨の増加が予測されている現在、100 年確率の基準が十分かどうか疑問です。また、調整池の設計における「10 分で到達」という想定が実際に成立するかどうかについても、地域の地形や排水能力を考慮した詳細な検証が必要です。

3. 地盤の安定性に関する根拠不足

「過去からの積み上げた土木工学」や「現場力学試験」に基づいているとされますが、具体的な試験データや結果の公表がありません。さらに、内部摩擦角を「安全率考慮して 38°」とする根拠も具体性に欠けています。特に地震時の安全率を 1.677 としていますが、この基準が実際のリスクを十分に反映しているか疑問が残ります。現地の地盤特性に合った設計が十分であるか、再検討が必要です。

4. 環境影響に関する配慮の不足

「安定型産業廃棄物最終処分場」として廃棄物搬入トラックのタイヤ洗浄や周辺道路の汚染防止策が述べられていますが、汚染防止措置が一時的なもので終わらず、定期的かつ徹底的に実施される保証が不明確です。また、最終処分場としての排出ガスや水質汚染に対する対策も説明されていないため、地域環境への負荷が懸念されます。

5. 住民への説明不足と対話の欠如

地域住民の意見を「反映しつつ」とあるものの、実際に住民がどのように関与

し、どのような意見が反映されたのかについては具体性がありません。インフラの設置や立入禁止措置についても、住民が納得できる形での説明が行われているか疑問です。計画を進める前に、地域住民へのさらなる説明と協議が必要です。

6. 事業全体の透明性の欠如

全体的に、設計や計算に関する詳細な根拠やリスク管理の説明が不足しており、透明性に欠けています。事業の説明は抽象的で、具体的なデータや詳細な計画が不足しているため、第三者による独立した評価を受けるべきです。

このように、事業計画には多くの不確定要素が含まれており、住民の安全と環境への影響を十分に考慮した再評価が必要です。

H 本件事業の実施における交通量の増加及び安全対策についてに意見します。

1. 交通量増加の影響を過小評価している

事業による交通量の増加は、「昼間の交通量の 0.8%」と軽視されていますが、周辺地域住民にとってはそのわずかな増加でも、日常生活への影響は大きくなります。特に、国道 163 号線は既に約 4,700 台もの交通量があり、さらに 30 台のトラックが追加されることで、渋滞や交通事故のリスクが増大する可能性が無視されています。この増加が本当に「大きく変化するものではない」と断言できる根拠が不十分です。

2. 既存の交通問題を放置している

「交通事故の発生は既に顕在化している」と指摘していますが、それを理由に、事業による追加のリスクを軽視している点が問題です。事故がすでに発生しているという事実は、さらなる交通量の増加が状況を悪化させる危険を示しており、その対策を強化する必要があります。本件事業による交通リスクを軽減するための具体的な安全対策が不足していると感じられます。

3. 他事業者への責任転嫁

「他者による事業で交通量が増加することも否定できない」と述べていますが、この論点は自社の責任を回避するための論理であり、適切な説明ではありません。たとえ他の事業による交通量増加の可能性があっても、自己の事業がその問題を加速させる可能性がある以上、その影響に対して責任を負うべきです。事業によって増加する交通量を真摯に考慮した上で、追加の安全対策を講じるべきです。

4. 搬入台数抑制と指導の具体性が欠如

「搬入台数の抑制を念頭に置く」としていますが、具体的な目標数値や方法が

示されておらず、どのように効果的に抑制するのかが不明です。また、排出事業者との契約解除についても、「通行指導を徹底」と述べられているものの、違反事例の具体的な定義や実効性のある監視・指導体制が説明されていないため、実際に効果を発揮するかどうかは不透明です。事業者側の対策が形だけでなく、実効性のあるものであることを求めます。

5. 交通安全対策が不十分

「警察や行政庁との協議に基づいて対策を講じる」としていますが、現時点で具体的な安全対策や、警備員の設置などの計画は示されていません。特に、道路の安全管理や警備員の配置が事業開始前に確定していないことは、事業実施による交通安全上のリスクを十分に考慮していない証拠です。計画段階で明確な対策がなされていない点が問題視されます。

6. 地域住民の不安に対する配慮不足

「周辺地域の皆様が交通事故への不安を感じている」と認識しているにもかかわらず、具体的な改善策や住民への説明責任が不十分です。地域住民が納得できる形での説明や協議が欠けており、住民の不安を軽視している印象を受けます。交通量増加による不安を真剣に受け止め、具体的かつ透明性のある対策を示すべきです。

7. 事業者の責任を限定しすぎている

「道路法等の適用は警察や行政庁の管轄」としていますが、事業者としての責任を限定しすぎています。事業実施に伴う交通リスクや安全対策については、事業者が主体的に取り組むべきであり、行政に依存せずに、自社の責任として包括的な対策を講じるべきです。事業の影響を地域社会全体で考慮する姿勢が必要です。

以上の点から、この事業計画は交通量増加による影響を過小評価しており、住民の安全や安心に対する配慮が不十分です。地域社会との連携を強化し、より具体的かつ実効性のある対策を講じることを求めます。

** I 埋立終了後の維持管理及び本件事業を遂行するための経理的基礎要件 の審査について**に意見します。

1. 基準のクリアが即安全を保証するわけではない

法律や規制に基づく基準の遵守は最低限の要件に過ぎず、現実の環境保全や住民の安全に十分であるとは限りません。事業者が「基準をクリアすることで生活環境に支障が生じない」と主張しているが、基準の適用が完全な安全性を保証するものではない点を無視しています。実際の事業運営やメンテナンスにおいて、基準を超える努力や追加対策を求めます。

2. 長期的リスクを過小評価している

「50年から100年以上先に問題が発生することは想定し得ない」と述べていますが、これには非常に強い懸念があります。産業廃棄物の最終処分場では、長期間にわたってリスクが潜在的に存在し続けることが過去の事例からも明らかです。将来にわたり問題が発生しないという前提に立つことは、あまりにも楽観的です。技術や知見が進展する中で、現在の基準では想定できない問題が将来的に発生する可能性を慎重に考慮すべきです。

3. 倒産時の対応が不十分

「倒産しても行政代執行法に基づき維持管理が行われる」との説明がありますが、倒産が発生した場合のリスクを十分に認識していないように感じられます。行政が代わって管理を行うとしても、行政の対応能力や資金的余裕が限られている場合、住民への影響は避けられません。また、実際に行政が管理する際の手続きや遅延によって問題が拡大する可能性があり、事業者が倒産後も影響を及ぼす可能性が軽視されています。

4. 維持管理費用の積立が不十分な可能性

「維持管理のための積立金を法律に従い積み立てる」とされていますが、その積立金の額が本当に十分であるかは不透明です。積立金が現実の維持管理にどの程度十分であるかについて、過去の事例や実際の運営コストの変動を考慮しなければ、万が一の時に対応しきれないリスクがあります。積立金額の設定が適切であるか、積立金の管理体制が透明で信頼できるものであるかを厳格に監視する必要があります。

5. 事業の透明性や説明責任が不十分

「買主に対する告知義務がある」としていますが、それが将来的な問題の全てを回避できるとは限りません。土地を売却した後に問題が発生した場合、新たな所有者が適切な対策を講じるかどうかは不確実です。事業終了後においても、地域住民や関係者に対して事業の状況やリスクについて定期的に説明し、透明性を持った対応を求めます。

6. 環境影響の過小評価

「環境保全上の影響がない」とする根拠が明確に示されていません。埋立処分場における環境影響は、短期的なものだけでなく、長期的にも広範囲にわたる可能性があります。処分場が地域社会や自然環境に与える影響について、事前の評価やモニタリングを強化し、住民の不安に対する誠実な対応を求めます。

7. 経済的基盤に関する不透明な部分

「三重県による審査をクリアしている」と主張していますが、具体的にどのような基準で審査が行われたのか、またその結果が本当に十分なものは不明です。経理的基盤が堅固であるかどうかは、第三者による客観的かつ詳細な審査が必要であり、その結果を地域住民にも共有し、透明性を持って説明すべきです。

以上のように、事業終了後の維持管理及び経理的基礎要件については、事業者の主張する安全性や持続性に対する懸念が多く残されており、さらに詳細かつ具体的な対策が求められます。地域住民の不安を軽視せず、透明性のある説明と、より厳格な管理計画の提示を求めます。

****J 風評被害への対応策について**に意見します。**

1. 風評被害の定義とリスクの軽視

風評被害を「根拠のない噂やデマ」と一括りにしていますが、実際には科学的根拠があっても、住民や消費者が抱く不安や懸念が発端となることが多いです。特に環境問題に関する懸念は、「科学的根拠がない」という言葉では済まされません。事業者としての説明が十分でない場合、住民にとっては科学的な説明も信頼に欠けると感じられる可能性があり、その点を軽視していると考えられます。

2. 情報発信の透明性と信頼性に欠ける

「正確、かつ適時適切な情報発信を行う」と述べていますが、情報発信の手段や頻度については曖昧です。透明性の確保が重要であり、第三者機関の監督や住民との対話の機会を積極的に設け、公開のデータや現場の視察を通じて信頼を得る努力が不可欠です。単に「正確な情報を発信する」という表現だけでは住民の不安を取り除くには不十分です。

3. 水処理施設の計画が具体性に欠ける

「十分な規模の水処理施設を設置する計画にする」としていますが、その「十分な規模」とは何を指すのか、どのような技術を採用するのかといった具体的な内容が示されていません。また、「行政庁と相談」と述べているが、事業者自身が独自に技術的な裏付けを示すべきであり、単に行政任せにする姿勢は責任逃れとも受け取られかねません。

4. 風評被害が発生した場合の対応策が曖昧

「風評被害が発生した場合は因果関係を精査・検証する」と述べていますが、その際の具体的な対応策が曖昧です。実際にどのように因果関係を証明するのか、どの期間にわたって調査を行うのか、そして住民や農業従事者への補償方法は何か、具体的なプロセスが示されていません。実効性のある補償を行うためには、

明確な基準と迅速な対応策が求められます。

5. 住民の理解に依存しすぎている

「住民が有害物質を含んだ水が放流されることはない」と理解していただかなければならない」としていますが、これは事業者の責任を住民に転嫁するような姿勢です。住民の理解が不足していると風評被害の原因になると主張していますが、そもそも住民の理解を得るための説明責任や対話の不足が原因である可能性が高いです。住民に理解を押し付けるのではなく、積極的に信頼を築く努力が必要です。

6. リスクの認識が甘い

「風評被害が発生しなければ問題ない」と述べていますが、リスク管理に対する認識が甘いです。リスクは事前に軽減策を講じるべきであり、単に発生しなければ良いという姿勢は不十分です。風評被害を防ぐためには、事業開始前から継続的に透明な情報提供を行い、住民やメディアとの信頼関係を築く必要があります。

7. 具体的な対策の不足

風評被害が発生した際の具体的な対策や手順が不明確です。例えば、住民説明会の開催頻度や情報公開の詳細、定期的なモニタリングの実施など、具体的な対策が明示されていません。単に「努力する」という抽象的な表現ではなく、実際にどのような手段を講じるのかを明確に示す必要があります。

以上のように、風評被害への対応策に関する説明は、住民の不安や懸念を軽視し、具体的な対策が不足していると言わざるを得ません。適切な説明責任を果たし、透明性を確保するための取り組みが強化されるべきです。

K 本件事業にかかる防災対策及び不測の事態が生じた場合の保全についてに意見します。

1. 緊急時連絡体制の不十分さ

緊急時連絡体制の構築について、「関係各所と連絡体制を確立する」とありますが、具体的な運用方法が不明確です。どのような状況で誰に連絡が行くのか、緊急時の指揮権限や責任者は誰なのかなどの詳細が示されていないため、実際の緊急時に機能しない可能性があります。単に「関係先に連絡を取る」という表現では、危機管理体制としての信頼性に欠けます。

2. 水質検査の頻度に対する甘さ

水質検査については「毎月1回」とされていますが、これは頻度が低すぎます。

特に排水が周辺環境に与える影響を懸念する住民の信頼を得るためには、より頻繁な検査が必要です。また、「住民の意見や専門家の意見を聞いて計画に反映する」と述べていますが、具体的なフィードバックのプロセスが示されていません。住民や第三者機関との連携をどのように実現するのか、明確な計画を求めます。

3. 基準値超過時の対応が抽象的

「基準値を超えた場合、事業を停止し、関係先に連絡する」とされていますが、これも具体的な対応策が不明瞭です。例えば、基準値を超えた際にどの程度の汚染が許容されるのか、その後の調査期間や住民への情報公開のタイミングが曖昧です。加えて、事業を再開する基準や手続きも明確にするべきです。緊急事態時の対応策が漠然としており、住民や関係者の信頼を損なう可能性があります。

4. ガス発生に対する監視の不足

「毎営業日に縦管で臭気を確認する」とありますが、これはガス発生の監視体制として不十分です。ガス漏れや異常な臭気は常時監視すべきであり、リアルタイムでデータを記録・分析できるシステムの導入が必要です。手動で確認するだけでは、異常が検知されるまでに時間がかかり、重大な環境リスクが放置される可能性があります。継続的な自動モニタリングと早期警戒システムの導入を検討すべきです。

5. 火災防止対策の不備

「火災が発生する恐れはないが消火器を設置する」としていますが、火災のリスクを軽視しすぎです。火災は、安定型産業廃棄物最終処分場であっても、予想外の原因で発生する可能性があります。さらに、防火対策として消火器の設置だけではなく、火災報知器や自動消火設備の導入を検討すべきです。また、火災発生時の避難計画や周辺住民への対応策についても明確な説明が必要です。

6. 災害時の対応計画が不足している

台風や地震といった自然災害時の対応について、「設備の確認」とされていますが、これも非常に抽象的です。どの程度の規模の地震や台風に対して何が「異常」とされるのか、その判断基準が明確にされていません。また、自然災害時には通常以上に緊急対応が求められるため、事前に具体的な対応シナリオを策定し、シミュレーション訓練を実施する必要があります。

7. 住民への情報公開が不足している

全体として、住民への情報公開や透明性に関する記述が不十分です。緊急時や異常発生時の対応だけでなく、日常的な運用や検査結果についても、住民がアクセスできる形で公表する体制を整えるべきです。また、定期的な住民説明会や、住

民からのフィードバックを反映するメカニズムを明確に示してください。

総じて、本件事業の防災対策および不測の事態に対する保全計画は、曖昧で具体性を欠いており、住民や関係者の信頼を確保するためには大幅な改善が必要です。より具体的な行動計画、迅速な対応策、透明な情報公開の強化を図るべきです。

****L 社内体制及び各種制度・規定について**に意見します。**

1. コンプライアンス行動指針の具体性不足

「高い企業倫理と遵法精神」や「社会的良識に従って行動」といった抽象的な表現が多く、具体的にどのような行動が期待され、どのような評価基準が設けられているのか不明瞭です。特に「風通しの良い会社経営」といった表現は、実際の運用や従業員の行動に結びついていない可能性があります。行動指針が空文化しないために、より具体的な行動規範や評価基準を設けてください。

2. 「地域に愛される企業」との理念が不十分

「地域の文化や習慣を尊重し、行事等への参加によりコミュニケーションを図る」という表現は地域貢献の重要性を示していますが、具体的な取り組み内容やコミュニケーション方法について明確に記されていません。

3. 社内体制の透明性に対する取り組みが弱い

「情報資産を厳格に管理・保護し、情報セキュリティにおける管理体制の充実に努める」とされていますが、情報公開の方針や、従業員や地域住民に対する透明性の確保に関する具体的な取り組みが不足しています。特に地域住民や関係者に対する定期的な報告や、意見交換の場が設けられていない点は、社会的信頼がありません。

4. 「廃棄物受入マニュアル」などの作成タイミングが遅い

「事業計画が確定した時点で作成する」と記されていますが、事業計画の確定後にマニュアルを作成するのでは遅く、事業計画の段階から具体的なマニュアル作成に取り組むべきです。また、「大津市の最終処分場で運用しているマニュアルをベースとする」とありますが、本件事業の特性に適応させるための検討が十分になされているか疑問が残ります。プロジェクトごとのリスクや地域特有の問題を反映したオリジナルのマニュアルを作成してください。

5. 従業員教育の不足

従業員への教育や研修について、「毎週社内ミーティングで再確認する」とされていますが、実施の頻度や内容が実際に有効かどうかについての検証が不十分で

す。また、新規従業員や既存従業員への教育内容についても具体性に欠けており、単に「マニュアルを研修させる」といった形式的な対応では、実効性が乏しいです。継続的かつ効果的な教育プログラムの策定と、教育成果の評価体制を整えてください。

6. 「ISO14001」取得への姿勢が消極的

一部で「ISO14001」取得が要望されているにもかかわらず、「現時点で取得していない」と述べるのみで、今後の計画が不明です。地域住民や取引先からの信頼を得るためには、ISO14001の取得を検討すべきです。また、「ISO14001を取得せずとも透明性は確保できる」との主張は、規格取得の重要性を軽視しており、地域住民からの信頼を確保する上では説得力に欠けます。

7. 「エコアクション 21」取得への取り組みが不透明

「エコアクション 21」を取得するための準備を開始する」としていますが、その具体的なスケジュールや達成目標が明記されていません。これでは単なる表明に過ぎず、実際に地域住民や取引先に対して信頼を向上させる効果が薄いです。具体的な取得時期や手順を明確にし、地域社会に対して説明責任を果たす必要があります。

総じて、本件事業における社内体制および各種制度・規定は、地域社会との信頼構築や透明性の確保に対して不十分です。特に、従業員教育の強化、マニュアル作成の前倒し、外部認証取得への積極的な取り組みをお願いします。

****M 「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」以外のその他の 法令手続きについて**に意見します。**

1. 森林法に基づく林地開発許可手続きについて

災害防止対策の具体性不足

同法の規定に基づく災害防止、水害防止、環境保全に対して「問題は想定できない」としている点は楽観的に過ぎます。特に、「事業地の崩壊や貯水機能の低下、河川の氾濫が起こる可能性は想定できない」と明言していますが、これに対する具体的な防止策や監視体制が詳細に示されていないのは重大な問題です。想定外の事態を避けるためにも、リスクに対する備えと対策を具体的に記述し、信頼性を高めるべきです。

2. 文化財保護法及び三重県自然環境保全条例の手続きについて

オオサンショウウオ保護に対する不十分な対策

「オオサンショウウオの生息に影響を及ぼすものではない」としているが、具体的

な根拠や調査結果が示されていません。「大量の土砂や有害物質が含まれた排水の流出がある場合の影響も考えられる」と認識しているにもかかわらず、具体的な対応策が不足しています。万が一に備えた具体的な対策と、その実施の方法を明確にする必要があります。

3.タベラコに関する認識の欠如

「タベラコ」という固有種について、貴社が不明であったことは、地域環境に対する理解が不足していることを示しています。事業の実施に際しては、事前に地域環境に関する十分な調査を行い、各種固有種の保護に取り組むべきです。住民からの指摘を軽視せず、適切な対応を行うことが信頼性の確保につながります。

理由（必須）

今回の見解書は形式的かつ表面的なものであり、住民の心配や不安を解消するための具体的な対応策や誠実な姿勢が欠けています。

法律やルールは、社会の発展や技術の進歩に伴って常に変化していきます。

社会が直面する新たな課題や技術の進化により、従来の規範や制度では適切に対応できなくなる場合があるため、法律やルールは時代に合わせて改正されます。

例えば、インターネットや人工知能（AI）の登場は、個人情報保護や著作権、さらには労働環境など、多岐にわたる分野で新たな問題を生み出しました。これに対応するため、デジタル社会に適した新しい法律が制定されたり、既存の法規制が改正されたりしています。同時に、社会の価値観や倫理観の変化に伴い、ジェンダーや人権に関する法律も見直されることがあります。

このように、法律やルールは時代の要請に応じて進化し続けることで、社会の秩序を維持しつつ、公平で持続可能な環境を提供する役割を果たしています。

廃掃法も同じです。

単に「問題ない」と言い切るのではなく、先を見据え常に最悪を想定し住民と真摯に向き合い、具体的な行動と透明性のある取り組み求めます。

提出期限：令和6年10月13日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・☒ロ・ハ・不明）

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
<E.F について> ① 安定型廃棄物について社員の目視のみにより不純物の有無を確認することは不可能と考えられる。ヒューマンエラーは必ず発生する。やはり機械等による二重、三重の確認が必要ではないか。 ② 廃棄物の搬入にあたり、10t 車での搬入は近くの関連企業 (ニチニチ製薬) を仮置きして 2t 車に積み替えて処分場へ搬入すると聞かされたが、仮置き場となる場所は風雨により周辺に流出、飛散し環境汚染の危険性が考えられる。 ③ 処分場からの排水について、BOD、COD、SS の 3 項目の水質検査では下流域において水道水源として利用している住民の健康面への影響が心配される。また、計画されている浄化施設で安全・安心できるとは考えられない。	
理由 (必須)	
処分場からの土壌、排水により周辺、下流域の住民に対する健康被害が懸念される。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 29 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

電話番号

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称（意見対象）	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他（ ）
意見（関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。） 意見書 B-11 に対して、100% 有害物質が排出されない という保障が無ければ、反対するに決まっている事がわかっていない。	
理由（必須） 見解書のどの文にも、不安をもたらすものばかりで、安心できない。	

提出期限：令和6年10月13日（事業計画者あてに必着）

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分（イ・☒ロ・ハ・不明）

阿波 1166

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 22 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

(1) 搬入時の振動検査 目視検査をにも有害
物質の混入の恐れあり
マイクロプラスチックは水環境中に存在する
可能性があり、環境汚染物質(POP)
を吸着する性質ありと云われている
目視で分類することはほぼ不可能

(2) 280/400 / 取得予定

理由 (必須)

汚染水として処分場外に拡散される
恐れあり (人格権の侵害)

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 28 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気 (水質) 騒音・振動 (悪臭) (土壌) (地盤) (生物) 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) (1) 見解書では安定型産業廃棄物の悪臭の発生は無い、悪臭源となる物質の埋立てはしない等、 込まないなどの見解であるがそれは良法上当たり前の事であり、特別視するものではない。 問題は全体的な善悪の見解である。重要なことは生活環境へのリスクアセスメントを性悪説 でとらえているかの問題であり、あらゆるリスクを想定した最悪の場面でも生活環境 リスクの影響が「無いことか」どうやって保障されるのか? 全く分からない。 一定のリスクを想定することは当然であるが、有事の際、想定を超えた…。とまで想定出来な かった…。という事例を耳にするが、それはあくまで言い訳であり、想定を超える有事が 発生した場合、その住民が影響を受ける事に何ら変わりがない。問題が発生した場合 の生活環境の完全復元、その保障が出来ない(約束をいっしょに)。本事業の賛成は無い。	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ (口) ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

事業に反対です。計画の撤回をお願いします。(Bについて)
前回の意見書でお伝えしたとおり、伊賀は米や野菜、果物、酒など、
風土を活かした特産品の生産が盛んで、それらを使用した加工品も数多く
作られています。特にお米は「伊賀米」としてのブランドも確立し、全国にも
流通しており、その影響は多岐にわたります。
水道水や農業用水はとて汚染される恐れがある 安定型産業廃棄物
処分場との共存は出来ないと考えます。

理由 (必須)

有害物質を含む廃棄物が埋立処分された場合、施設外へ汚染水の
流出の恐れあり、米などの農作物が汚染される恐れ、水道水が汚染される恐れ、
生態系や人体健康被害発生への恐れ、このように多岐にわたる影響を及ぼす恐れがある
安定型産業廃棄物処分場自体、信用することができません。取り返しのつかないことにはなりかねず、
計画の即時撤回をお願いします。

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1169

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 2 9 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 2 5 条第 2 項及び条例規則第 2 2 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2 0 8 7 番 2 ほか 1 2 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 見解書 K 全体に対して、不測の事態が生じた場合、本件事業を停止し必要な措置を講じますとありますが、その時点で住民の人格権や水利権の侵害となり、更に伊賀市水道水源保護条例に反する結果になると考えます。 不測の事態により処理水が処分場外に流出し、河川に流入する可能性は否定できず、その結果、河川から取水して利用している水道水及び農業用水が汚染される可能性もゼロではありません。また、危険が顕在化したときの結果の重大性及び回復の困難性に照らすと、住民生活、環境保全及び生活環境の保全を願う住民の不安は、守られるべき人格権や水利権の侵害となり、更に伊賀市水道水源保護条例に反する結果を招くと考えます。	
理由 (必須) 意見で記載済み。	

提出期限：令和 6 年 1 0 月 1 3 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1170

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 20 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) (Eについて) 都合が悪くすれば会社が悪くなる。 あるいは"対処しなさい"と都合 を事は 実際 にはしないので はない。	
理由 (必須) 長期に渡る保証のしおり 契約されている わけはない。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1171

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)

見解書 9ページについて。(Dについて)
「雨水などにさらされても変化を起さない産廃」と書いて
いますが、産廃プラ ゴムくずは過年劣化によりマイクロプラスチック化が進み、大雨、地震により流出が予想される。

理由 (必須)

人体に悪影響が考えられる。

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1172

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 29 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)

E.F について 反対意見。

理由 (必須)

有害物質の混入がある恐れがありそれが汚染水
として処分場外に拡散される恐れがある
10年~20年後が心配です

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1173

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 24 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 大山田の農業に対する影響に懸念があります。 風評被害への対応策についての回答(丁) 丁-3 因果関係と精査検証するとは、どう関係なのか? 丁-4. 有害物質とは? 物質のことでしょうか? 今回の回答では、まったく納得できません。	
理由 (必須) 土壌、水質の悪化への回答がありませんでした。	

提出期限: 令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1174

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 23 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) B.7 事業を 実施 するにあたり、有害物質と排水 しないことは保証できますが「証明せよ」と いうのは困難である……	
理由 (必須) 証明出来ない事は、そこで生活する人の 生活権の侵害に当たるとは思われる。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1175

事業計画見解書に対する再意見書

令和6年9月30日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
見解書 F 全般について 安定型最終処分場については、全国で危険性が指摘されている中で、これを阿波地区に持つてくるとするのは腹立たしい。建設されてしまったら服部川清流に何十年後に汚染された有害物質が流れてくるはず。絶対に、孫やひ孫の時代に汚染することがあってはならない。	
理由 (必須)	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1176

事業計画見解書に対する再意見書

令和6年9月30日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
見解書 M-1について 本事業が「規制対象事業場」に認定された場合はどうするのか。あきらめるのか。	
理由 (必須)	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1177

事業計画見解書に対する再意見書

令和6年9月30日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
見解書 J-4 及び 5 について どの項目も「本事業について、有害物質が含まれた水が放流されることはない」と断言しているが、差し止め判決では、「有害物質が含まれた水が放流される」可能性があるとしていることについてどう考えているのか。他の安定型最終処分場はしらんけど、自分のところは大丈夫、と言っても説得力はない。	
理由 (必須)	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1178

事業計画見解書に対する再意見書

令和6年9月30日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
見解書 A-5について	
「適正な処理ができる本件安定型産業廃棄物最終処分場は必要不可欠であると考えます・・・」とあるが、数々の安定型産業廃棄物最終処分場建設差し止めの理由に「有害物質の混入の恐れがある」こと、そして「汚染水が処分場外に拡散していく恐れがある」となっている。このことを、貴社はどう考えるのか、の記述がない。	
理由 (必須)	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1179

事業計画見解書に対する再意見書

令和6年9月30日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
見解書 B-7について 「しかしながら、弊社は、本件事業を実施するにあたり有害物質を排出しないことは保障できます・・・」とあるが、その理由が記述されていない。しかも「・・・証明せよ。というのは著しく困難である・・・」とあるが、これでは証明は出来ないが信じなさい、と言っているのと同じで、挙句の果ては「・・・消極的事実の証明・・・」などを持ち出してくる始末である。それがまかり通るなら、これまでの裁判で建設許可が100%近くおりているはずだが、実際は違う。そのところをもっと真摯にとらえる必要があると考える。	
理由 (必須)	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1180

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 22 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 (健康)
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。) ローリー産業廃棄物 本件事業によって埋め立てられる廃棄物は「廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず(ガラス、コンクリート、及び陶磁器くず)がれき類(非燃散)生石綿含有産業廃棄物を含む」とあります。インターネット情報で廃棄リーフパネル 2040 年以降があり、太陽光パネルの原材料 ガラス、アルミ、プラスチック、金属銅、鉛、銅、すず、銀、アンチモンド) 微量に含まれる(セレン、カドミウム、ヒ素) 下阿波安定型産業廃棄物最終処分場事業計画書(案)①の廃棄物と同様の物であります。太陽光パネルのほとんどは中国製でありパネルの性状の特定、必要な情報開示がなされていないか、また、騒音、土壌、や土壌水、汚染が起きる可能性が大きく中国製パネルにおいては信頼が置ける産業処理の点からも問題がタタカれる可能性があるとインターネット情報でも伝えられています。(www.gepr.or.jp) 理由 (必須) この様な現状の中将来的な不安はどの様な見解を 立ててもお任せできるものではありません。 よってここに強く反対するものであります。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1181

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	(大気)・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) B、E について 健康被害 (生活 作物等) において、説明、理解 及び 又は 納得 できていない。将来が不安である 自然を守りつづけてきた、この大山田村を破壊する要因となる。 これをやめてほしい。	
理由 (必須) 平穏的人格権の侵害にあたる。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ (ロ) ・ ハ ・ 不明)

阿波 1182

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 28 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) ○水処理施設で使用された活性炭及び汚泥の処分方法 が明確でないため反対します。	
理由 (必須) ○適切に管理し、定期的に他の業者等に依頼し処理とあるが、 他の業者「等」となっているのは処分地、処分方法がまだ計画されて いないということでは？ 処分業者、処分方法、計画されている搬出量等、 なぜ明確に出事なのか。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1183

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 28 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭 (土壤) 地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)

覆土についての管理方法が明確でないため
反対します。

理由 (必須)

の事業用地外からの土を使用する場合は問題の無い土である事を
確認し、管理記録おとされているか、具体的に回答されていない。
検査項目、土の搬出地、運搬経路、使用する記録様式等、~~土~~土が
足りるか足りなくなってしまうか、計画の段階で土量の概算が出来ているはずだが、

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1184

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 29 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 2 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

展開検査は省令で規定・義務と言うが信用出来ない

理由 (必須)

排出来者もしくは中間処理業者がしっかりと分別を行わない為
に許可品目以外の搬入が多く問題がありすぎる為、苦肉の策が
省令に依る展開検査ではないのか、何れにせよ分別がしっかり
出来ていないと云う旨が有り信用出来ない

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1185

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 29 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限り、ます。)	
水処理施設に活性炭処理ができる設備を設置し これを経由したものの放流とあるが、 定期的な入れ替え必要、経費がかかる長年出来るか 絶対反対です	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1186

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 29 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
安定型産業廃棄物 廃棄物は車上にて目視確認とあるが、1 台/台確認できるか、 絶対反対です。	
理由 (必須)	
いくら規制をきびしくしても完全に安定な品目とそれ以外とを 分別することは極めて困難だと思ふ 全国の問題事例はなくなるまい。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1187

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

水源をまもり住民の生命及び健康を守る事が一番!!
いくらではいい事を言い、許可申請を出て処理場が
出来れば絶対に水質に汚染、下流に流れ命の水が
人体や米作物に多大な影響を及ぼすのは必状
で、大丈夫というのでは絶対に危険なと思う。

理由 (必須)

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1188

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
国道から処理場までの道路状態は絶対10年で 処理場まで行かせてはならない。 道路の拡幅は路片がくずれ 住民の生命をおびやかし 拡幅をしてはならない。	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1189

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 28 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・ <u>水質</u> ・騒音・振動・悪臭・ <u>土壌</u> ・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。) 事業に反対です。計画の撤回を求めます。 - 大型トラックが頻繁に通行する事で道路の痛みも激しくなり、横断、通行に支障が出るのは必須と思われる。 - 環境に影響のない産業廃棄物のみ短期間に、との事ですが土中に埋められて処分場閉鎖後に何らかの汚染が発生した場合にどのように対応して頂けるのかもわからず、計画に納得いたしかねます。	
理由 (必須) 自然が豊かな大山田地区に不必要な施設だと考えるからです。	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1130

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。) 現場においては 住宅地より 近くに有り 安全 状 毎日が不安に思い 毎日がたいへんで有ります。 理由 (必須) 上記の通りです	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1191

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限ります。)	
今日の計画は、家、田んぼが近く 悪臭、景観、大気が特に生活環境悪化する	
理由 (必須)	
上記の通りです	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1192

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 20 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りです。)	
意見の区分 すべての項目に対し、 伊賀市、及び白元においては、全見返たいです	
理由 (必須)	上記の件通りです

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1193

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) B-2 経営者の個人的事情とはどういったものでしょうか? B-8 大津ゆめの処分場のデータを参考とありますが 10 年位のデータでいいですか? 参考までに、大津のホームページに記載している、許可年月日平成 24 年 7 月 12 日とありますが、この日付と取得許可一貫にある。令和 5 年 2 月 13 日の許可年月日はどの様な違いがあるのでしょうか? また令和 6 年 3 月 7 日に埋立面積及び容量の変更とありますが、どの様に変更したのでしょうか? また変更する際に、自治区への通達や相談をする法的義務は発生するのでしょうか?	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1194

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・ <u>悪臭</u> ・ <u>土壌</u> ・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) D-2 のこの中の安定型産業廃棄物その物に悪臭が発生しないと、 明記・断定していますが、 廃プラには、大きく 2 種類分類されています、 「般廃プラ」と「産業廃プラ」とあります、 両方両方とも埋めるとの解釈で間違いないのでしょうか？ そもそも「般廃プラ」と「産業廃プラ」は、分別する事が できるのでしょうか？	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1195

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・ <u>悪臭</u> ・ <u>土壌</u> ・地盤・生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) (E-6) マニフェスト伝票とあるが (I) ~ (II) 全ての 開示請求は出来ますか? 出来ないのであれば何故か理由をお願いします。 (E-7) 展開検査についてトラック 1 台分の廃棄物を降ろして 目視検査とありますが 1 台全ての工程所用時間は どの位ですか、(門から入って出るまでの時間)	
理由 (必須)	

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1196

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 30 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	☒ 大気・ ☒ 水質・ ☐ 騒音・振動 ☒ 悪臭・ ☒ 土壌・ ☐ 地盤・生物 ☐ 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) (E-1) 別の排出事業者等とありますが 自社処分はしない (許可は取らない) との理解で間違いないか? (E-5) 車上で検査とありますが 1台のトラックに 平均 <u>どの位の</u> <u>どのような状態</u> で運ばれて来るのでしょうか? また 1台あたりの車上での 検査の人数、かかる時間は どの位になりますか?	
理由 (必須)	

提出期限: 令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄: 条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)

阿波 1197

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 28 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第 25 条第 2 項及び条例規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔 2087 番 2 ほか 12 筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

B-1 で言われている様に、日本全国で事業が発生している中で
目視での分別は不可能という判例があり、本件事業で有害物質を
排水しないという保障はできるはずがない！
もし、建設後、水質検査で有害物質を認めただ場合
どう責任を取るのか！
処分場の老朽化や、天災など予測不能なことが起こりうる
可能性はある。

理由 (必須)

水源保護地域に当たる阿波に建設するとは、近くの人の生活に
脅かすことになることは想定できるはず!! 信用できない事業の
建設を認めらるはずがない!! 伊賀半ブランドの名も汚される!!

提出期限：令和 6 年 10 月 13 日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第 2 条 2 項第 9 号の区分 (イ ・ ロ ・ ハ ・ 不明)

事業計画見解書に対する再意見書

令和 6 年 9 月 29 日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	☒ 大気・ ☒ 水質・ ☒ 騒音・振動・ ☒ 悪臭・ ☒ 土壌・ ☒ 地盤・ ☒ 生物 景観・その他 ()
意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。) 安定型処分場における汚染物質の処分場外の流出、 拡散の危険性、規制を厳しくしても、完全に安定品目と それ以外の ^除 分別が困難である有害物質の流出や拡散の 危険性がある。	
理由 (必須) 安定品目とそれ以外の物質の分別は極めて困難と 思われる為。	

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (☒ イ ・ ☐ ロ ・ ☐ ハ ・ 不明)

阿波 1199

事業計画見解書に対する再意見書

令和6年9月28日

伊賀環境サービス株式会社 御中

住所

氏名

電話番号 (任意)

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例第25条第2項及び条例規則第22条第3項の規定に基づき、次のとおり産業廃棄物処理施設の設置に係る事業計画見解書に対して生活環境の保全上の見地からの再意見書を提出します。

事業者の名称 (意見対象)	伊賀環境サービス株式会社 代表取締役 岸田 昌信
事業計画地	三重県伊賀市下阿波字高顔2087番2ほか12筆
産業廃棄物の処理施設の種類	安定型産業廃棄物最終処分場
意見の区分	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌・地盤・生物 景観・その他 ()

意見 (関係地域の生活環境の保全上の見地からのものに限りします。)

計画の撤回を求めます。この事業には反対です。
問題なのは、排出業者等に限り契約があることとありますが、この業者の
フェイルのものが本場を要するものではないのか。何とあって
信じられないのか。また、地工場の事件・事案において
結局、この時点からフェイルとされているものを「入るもの」
でも、ドラムの上層部には、正規の廃棄物を積み、
目視確認等はすり抜けられてしまうのではないか。

理由 (必須)

排出業者のフェイルの正確性が不明瞭であるとともに、
車上での目視確認検査を積荷、下層部まで全てOK

提出期限：令和6年10月13日 (事業計画者あてに必着)

とみよは (はなひ)

弊社記入欄：条例第2条2項第9号の区分 (イ ・ ☒ ・ ハ ・ 不明)